

小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

〔平成 15 年 6 月 1 日〕
〔15 小建第 112 号〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事又は除却工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施する者に対し、民間木造住宅耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された階数が 2 以下の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、貸家を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成 14 年 7 月 1 日施行）第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する別表第 1 に定める補強工事等をいう。
- (5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事であって、次に掲げる工事をいう。

- ア 一段目耐震改修工事 (段階的に2回に分けて行う工事の1回目のもので、一定の耐震性確保のために行うものをいう。以下同じ)
 - イ 二段目耐震改修工事 (一段目耐震改修工事の後に行う工事で、全体的な耐震性確保のために行うものをいう。以下同じ。)
- (6) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅を除却する工事(昭和56年6月1日以後に着工した構造上分離した部分を残して除却する工事を含む。)をいう。
- (7) 精密診断法による改修設計 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピューターソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムその他市長が認めるプログラムを利用して行う設計をいう。
- (8) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、当該者が死亡している場合は、その法定相続人をいう。

ア 不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「登記法」という。)第119条第1項に規定する登記事項証明書に当該旧基準木造住宅の所有者として記録されている者

イ 登記法第3条の規定による不動産の表示の登記がされていない旧基準木造住宅において、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者又は納税者として記録されている者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市税を完納している旧基準木造住宅の所有者(所有者の同意を得られる居住者も含む。)が行う次に掲げる事業で、第6条第1項の補助金の交付の申請をする年度内に完了するものとする。ただし、当該建築物について、この要綱及び小牧市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱(平成26年3月26日25小建第2660号)による補助金の交付を受けたもの、用途上不可分の関係にある2棟以上の建築物について、同一年度に2棟以上の補助金を受けるもの、当該事業について本市の他の補助を受けるもの及び道路改良その他の公共事業の補償対象であるものを除く。

- (1) 判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上とする耐

震改修工事

- (2) 前条第2号イにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事
- (3) 前条第3号アの判定値が0.4以下又は同条第2号イの得点が40点以下と判断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事
- (4) 前条第3号アの各階の判定値が1.0未満又は同条第2号イの各階の得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事
- (5) 補助金の交付を受けて一段目耐震改修工事を行った後、判定値を1.0以上とする二段目耐震改修工事
- (6) 判定値が1.0未満又は得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知。以下「容易な耐震診断」という。）により倒壊の危険性があると判断された旧基準木造住宅の除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1号から第4号までの事業にあつては別表第1に掲げる耐震補強工事、改修設計、附帯工事及び精密診断法による改修設計に要する費用とし、同条第5号の事業にあつては別表第1に掲げる耐震補強工事、改修設計及び附帯工事に要する費用とし、同条第6号の事業にあつては解体、運搬及び処分に要する費用とする。

（補助金の交付）

第5条 補助金の額は、1戸（長屋及び共同住宅の場合は、1棟）当たり、別表第2のとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

2 市は、予算の範囲内で、前項に規定する補助金の額から、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引い

た額を交付するものとする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る契約を締結する前に、民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 登記法第119条第1項に規定する登記事項証明書（建築年度及び所有者等が確認できるものに限る。）又はその他公的資料等により建築年度及び所有者等が確認できるもの。（市が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。）

(2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し（除却工事の申請にあつては、木造住宅耐震診断の結果報告書の写し若しくは容易な耐震診断調査票）

(3) 耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料（除却工事の申請にあつては、イ、ウ及びエを除く。）

ア 案内図

イ 平面図

ウ 補強計画図その他補強方法を示す図書（一段目耐震改修工事の申請にあつては、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の補強計画図その他補強方法を示す図書。二段目耐震改修工事の申請にあつては、現況図及び現況建物の耐震診断の判定値及び二段目耐震改修工事の補強計画図その他補強方法を示す図書）

エ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名のあるものに限る。）（一段目耐震改修工事の申請にあつては、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名のあるものに限る。））

(4) 耐震補強工事、改修設計及び附帯工事とその他の部分に分けた耐震改修工事費見積書又は除却工事費見積書（施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）

(5) 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているものに限る。）

(6) 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第2。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条第1項に規定する申請の取下げをしようとするときは、交付決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認申請書（様式第3）に第6条第1項第3号及び第4号に掲げる書類のうち、計画変更に係るものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合であって、補助金交付の目的を損なわない事業計画の細部の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認通知書（様式第4）により補助事業者に通知する。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに民間木造住宅耐震改修工事等遅滞等報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、民間木造住宅耐震改修工事等指示書（様式第6）により補助事業者に指示する。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震改修工事等廃止（中止）届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(様式第8)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、耐震改修工事又は段階的改修工事で設計費が工事請負と一体で契約されている場合及び除却工事の場合は提出を要しない。

- (1) 工事請負契約書の写し、工事費請求書の写し及び領収書の写し
(領収書の写しについては、補助金の交付後でも可)
- (2) 設計費契約書の写し、設計費請求書の写し及び領収書の写し(領収書の写しについては、補助金の交付後でも可。)
- (3) 工事写真(耐震改修工事の場合にあっては耐震補強工事の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるものとし、除却工事の場合にあっては着手前及び完了時が確認できるものとする。)
- (4) 施工箇所若しくは施工方法又は耐震改修工事費見積書若しくは除却工事費見積書に変更があった場合は、変更後の計画が確認できるもの。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票(小牧市の受付印が押印されたもの)の写し(延べ面積が80平方メートル以上のものに限る。)及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票の写し(除却工事の場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

3 市長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(様式第9)により通知する。

4 第1項の規定による実績報告書の提出の最終期日は、補助事業を実施した年度の3月31日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書等の書類を審査し、適正と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費等補助金確定通知書(様式第10)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の通知書を受け取った日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書(様式第11。以下「請求書」という。)を提出するものとする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(代理受領の届出等)

第13条 申請者は、補助金の請求及び受領について、補助事業を施工する事業者等(以下「事業者等」という。)に委任する方法により行うこと(以下「代理受領」という。)ができる。この場合において、申請者は、あらかじめ民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書に代理受領届出書(様式第12)を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項後段の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書(様式第13)により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出を取り下げようとするときは、第10条第1項の規定により実績報告書を提出する日前までに代理受領届出取下届(様式第14)を市長に提出しなければならない。

4 第2項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出の内容を変更しようとするときは、代理受領届出変更届(様式第15)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出(取下・変更)確認通知書(様式第16)により申請者に通知するものとする。

(代理受領による補助金の交付)

第14条 前条第2項の通知を受けた申請者から補助金の請求及び受領について委任を受けた事業者等が補助金の請求をしようとするときは、補助事業者が第11条の通知を受け取った日から起算して10日以内に代理受領に係る補助金交付請求書(様式第17。以下「代理受領請求書」という。)に代理受領に係る委任状(様式第18)を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、代理受領請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を事業者等に交付するものとする。

3 前条第2項の通知を受けた申請者は、第10条第1項第2号に規定する工事費請求書による請求の額から第11条の規定により確定の通知を受けた補助金の額を控除した額を事業者等に支払うものとする。

4 第2項の規定による補助金の交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(代理受領の取消し)

第15条 市長は、申請者又は事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すものとする。

(1)次条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

(2)虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(3)その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が第10条第3項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(書類の整理)

第17条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、平成18年度以降の予算に係る補助金等について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の年度分の補助金について適用し、平成23年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成24年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1、様式第3、様式第5、様式第7、様式第8及び様式第11に限る。）は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱及び小牧市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱及び小牧市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規

定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条、第4条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査 ・耐震精密診断 	
耐震改修計画の作成等		<ul style="list-style-type: none"> ・改修設計 ・工事監理 	
総合判定において必要耐力を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さの評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度の評価を向上させることを目			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事（劣化部材の取替え）

<p>的とした工事</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
<p>その他の補強工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する耐震改修工事に要する経費</p>	<p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 第 4 条に規定する耐震補強工事費と附帯工事費を合算した額に 80 パーセントを乗じて得た額。ただし、115 万円を限度とする。</p> <p>(2) 別表第 1 に掲げる耐震改修工事、改修設計（精密診断法による改修設計を除く。）及び附帯工事に係る補助対象経費の合計額（その合計額が 115 万円を超える場合は、115 万円。）から (1) の額を控除した額</p> <p>(3) 精密診断法による改修設計費の 3 分の 2 の額。ただし、20 万円を限度とする。</p> <p>(4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額</p>
<p>第 3 条第 3 号及び第 4 号に</p>	<p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 第 4 条に規定する耐震補強工事費と附帯工事費を合</p>

<p>規定する一段目耐震改修工事に要する経費</p>	<p>算した額に80パーセントを乗じて得た額。ただし、60万円を限度とする。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる耐震改修工事、改修設計（精密診断法による改修設計を除く。）及び附帯工事に係る補助対象経費の合計額（その合計額が60万円を超える場合は、60万円。）から(1)の額を控除した額</p> <p>(3) 精密診断法による改修設計費の3分の2の額。ただし、20万円を限度とする。</p>
<p>第3条第5号に規定する二段目耐震改修工事に要する経費</p>	<p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 第4条に規定する耐震補強工事費と附帯工事費を合算した額に80パーセントを乗じて得た額。ただし、55万円を限度とする。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる耐震改修工事、改修設計及び附帯工事に係る補助対象経費の合計額（その合計額が55万円を超える場合は、55万円）から(1)の額を控除した額</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
<p>第3条第6号に規定する除却工事に要する経費</p>	<p>除却工事費の額。ただし、20万円を限度とする。</p>

様式第1その1（第6条関係）

民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（耐震改修工事）		年	月	日
（宛先）小牧市長				
		住所		
		申請者		
		氏名		
補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。				
《建築物等の概要》				
1	補助金申請額	_____ , 000 円		
2	工事の名称	_____ 邸 耐震改修工事		
3	地名地番	小牧市 _____		
4	建設時期	明治・大正・昭和 _____ 年 _____ 月		
5	面積	1階 _____ m ² 、2階 _____ m ²		
6	補強計画			
	(1) 耐震改修前の判定値	1階 X方向 _____	Y方向 _____	
		2階 X方向 _____	Y方向 _____	
	実施事業名等（該当するものを○で囲む。）			
	ア 小牧市民間木造住宅耐震診断事業（_____年度実施）			
	イ（財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（_____年度実施）			
	診断者 氏名	_____		
	資格	愛知県木造住宅耐震診断員	第 _____ 号	
		（1級・2級・木造）建築士（ _____ ）	登録 第 _____ 号	
	(2) 耐震改修後の判定値	1階 X方向 _____	Y方向 _____	
		2階 X方向 _____	Y方向 _____	
	改修設計者 氏名	_____		
	資格	愛知県木造住宅耐震診断員	第 _____ 号	
		（1級・2級・木造）建築士（ _____ ）	登録 第 _____ 号	
	(3) 補助対象経費	_____ 円		
7	工期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
《添付書類》				
1	登記事項証明書（建築年度及び所有者等が確認できるものに限る。）又はその他公的資料等により建築年度及び所有者等が確認できるもの。（第2条第2号アに規定する市が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。）			
2	木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）			
3	耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料			
	・ 案内図及び平面図			
	・ 補強計画図その他補強方法を示す図書			
	・ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名のあるものに限る。）			
4	耐震改修工事費見積書（耐震補強工事、改修設計及び附帯工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）			
5	市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているもの）			
6	申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書			
7	その他市長が必要と認める書類			
この申請の審査に必要な納税に関する資料を公簿で確認されることに同意します。				
		年	月	日 申請者氏名（署名）

- 備考 1 この用紙は、耐震改修工事の場合に使用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1その2（第6条関係）

民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（段階的耐震改修工事）	
年 月 日	
(宛先) 小牧市長	
住所	
申請者	
氏名	
補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。	
《建築物等の概要》	
1 補助金申請額	_____ , 000 円
2 工事の名称	_____ 邸 段階的耐震改修工事（ 段目）
3 地名地番	小牧市 _____
4 建設時期	明治・大正・昭和 _____ 年 _____ 月
5 面積	1階 _____ m ² 、2階 _____ m ²
6 補強計画	
(1) 耐震改修前の判定値	1階 X方向 _____ Y方向 _____ 2階 X方向 _____ Y方向 _____
実施事業名等（該当するものを○で囲む。）	
ア 小牧市民間木造住宅耐震診断事業（ _____ 年度実施）	
イ（財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（ _____ 年度実施）	
診断者 氏名	_____
資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 _____ 号 (1級・2級・木造)建築士 () 登録 第 _____ 号
(2) 耐震改修後の判定値	1階 X方向 _____ Y方向 _____ 2階 X方向 _____ Y方向 _____
改修設計者 氏名	_____
資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 _____ 号 (1級・2級・木造)建築士 () 登録 第 _____ 号
(3) 補助対象経費	_____ 円
7 工期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
《添付書類》	
1 登記事項証明書（建築年度及び所有者等が確認できるものに限る。）又はその他公的資料等により建築年度及び所有者等が確認できるもの。（第2条第2号アに規定する市が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。）	
2 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）	
3 耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料	
・ 案内図及び平面図	
・ 一段目耐震改修工事の申請にあつては、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の補強計画図その他補強方法を示す図書。二段目耐震改修工事の申請にあつては、現況図及び現況建物についての耐震診断の判定値及び補強計画図その他補強方法を示す図書。	
・ 一段目耐震改修工事の申請にあつては、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名のあるものに限る。）	
4 耐震改修工事費見積書（耐震補強工事、改修設計及び附帯工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）	
5 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているもの）	
6 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書	
7 その他市長が必要と認める書類	
この申請の審査に必要な納税に関する資料を公簿で確認されることに同意します。	
年 月 日 申請者氏名（署名）	

- 備考 1 この用紙は、段階的耐震改修工事の場合に使用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1その3（第6条関係）

民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（除却工事）

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所
申請者
氏 名

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

《建築物等の概要》

- 1 補助金申請額 _____, 000 円
- 2 工事の名称 _____ 邸 除却工事
- 3 地名地番 _____ 小牧市
- 4 建設時期 _____ 年 _____ 月
- 5 面積 _____ 1階 _____ m²、2階 _____ m²
- 6 補強計画
 - (1) 耐震診断時の判定値 1階 X方向 _____ Y方向 _____
2階 X方向 _____ Y方向 _____
実施事業名等（該当するものを○で囲む。）
ア 小牧市民間木造住宅耐震診断事業（_____年度実施）
イ（財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（_____年度実施）
診断者 氏 名 _____
資 格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 _____ 号
(1級・2級・木造) 建築士 (_____) 登録 第 _____ 号
 - (2) 補助対象経費 _____ 円
- 7 工期 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

《添付書類》

- 1 登記事項証明書（建築年度及び所有者等が確認できるものに限る。）又はその他公的資料等により建築年度及び所有者等が確認できるもの。（第2条第2号アに規定する市が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。）
- 2 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）若しくは容易な耐震診断調査票
- 3 案内図
- 4 除却工事費見積書（施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）
- 5 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているもの）
- 6 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書
- 7 その他市長が必要と認める書類

この申請の審査に必要な納税に関する資料を公簿で確認されることに同意します。

年 月 日 申請者氏名（署名）

- 備考
- 1 この用紙は、除却工事の場合に使用する。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 2 (第 6 条関係)

民間木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書		
	第	号
	年	月 日
様		
小牧市長		印
年 月 日付で申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。		
記		
1	工事の名称	_____
2	補助金の額	金 _____, 000 円
3	交付の条件	市費補助金等の予算執行に関する規則第 6 条及び第 10 条に規定する事項
4	交付申請の取下げ期限	_____年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3（第8条関係）

民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認申請書	
年 月 日	
(宛先) 小牧市長	
住所 申請者 氏名	
年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事等について計画を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 工事の名称	_____
2 変更後の補助金申請額	金 _____, 000 円
3 変更の理由	
4 変更の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4 (第 8 条関係)

民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認通知書	
第	号
年	月 日
様	
小牧市長 印	
年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので通知します。	
記	
1 工事の名称	_____
2 変更後の補助金の額	金 _____ , 000 円
3 計画変更の内容	
4 その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第5（第8条関係）

民間木造住宅耐震改修工事等遅滞等報告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所

申請者

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた民間木造住宅耐震改修工事等について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

記

- 1 工事の名称 _____
- 2 遅滞等の内容
- 3 遅滞等の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第8条関係）

民間木造住宅耐震改修工事等指示書		
	第	号
	年	月 日
様		
小牧市長		印
年 月 日付で報告のあった民間木造住宅耐震改修工事等の遅滞等については、下記のとおり指示します。		
記		
1	工事の名称	_____
2	指示の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第9条関係）

民間木造住宅耐震改修工事等廃止（中止）届

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事等について、計画を廃止（中止）したいので次のとおり届出します。

記

1 工事の名称 _____

2 廃止（中止）の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 8 (第 10 条関係)

民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事等
が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称 _____

2 完了年月日 _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し、工事費請求書の写し及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金の交付後でも可）
- (2) 設計費契約書の写し、設計費請求書の写し及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金の交付後でも可。(2)の添付書類については、設計費が工事請負と一体で契約されている場合及び除却工事の場合を除く。）
- (3) 工事写真（耐震改修工事の場合は、耐震改修工事の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるものとし、除却工事の場合は、着手前及び完了時が確認できるもの）
- (4) 施工箇所及び施工方法又は耐震改修工事費等見積書に変更があった場合は、変更後の計画が確認できるもの
- (5) 除却工事の場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受領票（小牧市の受付印が押印されたもの）の写し（延べ面積が 80 m²以上のものに限る。）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事完了の確認（耐震改修工事の場合）

上記の民間木造住宅耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日 耐震改修工事完了確認者氏名
建築士資格（1級・2級・木造）建築士
() 登録 第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第9（第10条関係）

検査結果不備事項通知書

年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付で提出された民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書に基づき検査した結果不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

1 不備の箇所

2 不備の内容及び理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第11条関係）

民間木造住宅耐震改修費等補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで実績報告のあった民間木造住宅耐震改修工事等については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 工事の名称 _____

2 補助金の確定額 金 _____ , 000 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 1 (第 1 2 条関係)

民間木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

記

1 工事の名称 _____

2 請求金額

金 額	十	万	千	百	十	円
				0	0	0

3 振込先

振替先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 (所) 支店 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

代理受領届出書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所

氏名

電話

小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金の請求及び受領について、下記の事業者等に委任する予定であることを届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 代理受領額 金 _____ 円

上記事業に係る補助金の請求及び受領の委任を受ける予定です。

【事業者等】

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

様式第13 (第13条関係)

代理受領届出確認通知書

第 年 月 日
号 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された代理受領届出書の内容を確認しましたので、
通知します。

1 代理受領額 金 _____ 円

2 留意事項 代理受領を利用する場合、事業者等が受け取る補助金の額が、
小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業の
経費として申請者へ請求される額から控除されるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14（第13条関係）

代理受領届出取下届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所

氏名

年 月 日に提出した代理受領届出書について、下記により取り下げた
いので届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 取下げの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15 (第13条関係)

代理受領届出変更届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所

氏名

年 月 日に提出した代理受領届出書の内容について変更したいので、下記のとおり届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16 (第13条関係)

代理受領届出 (取下・変更) 確認通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された代理受領届出 (取下・変更) 届の内容を確認しましたので通知します。

- 1 建物等対象所在地
- 2 変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 (第14条関係)

代理受領に係る補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

事業者等 (請求者) 住所又は所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額

金額							
	百	十	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(申請者等に関する記載)

申請者氏名	
補助金 確定通知書	年 月 日 第 号
補助事業	小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18 (第14条関係)

代理受領に係る委任状

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 (委任者) 住所

氏名

私は、下記小牧市民間木造住宅耐震改修等補助金の請求及び受領について、下記受任者 (事業者等) に委任します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 補助金確定通知書 _____年 月 日 第 _____号
- 4 代理受領額 金 _____円

上記小牧市木造住宅耐震改修等補助金の請求及び受領の委任を受けることを承諾します。

【受任者 (事業者等)】 住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。